

音楽科教育における創作指導についての一考察

—学習指導要領と教科書の検討を通して—

石 田 国 志* · 日 吉 武**

(2016年10月25日 受理)

A Study of Composition Teaching in School Music Education : Through the Examination of the Course of Study and Music Textbooks

ISHIDA Masashi, HIYOSHI Takeshi

要約

本研究では、まず平成20年に告示された現行学習指導要領における創作指導の位置づけについて検討を加えた。その結果、小中学校の創作指導に、即興的に表現する取り組みを求めていることや、いわゆる西洋音楽の理論的な創作だけでなく、多様な音楽のあり方に出会わせるよう求めていること等、6つの特徴を見いだすことができた。

次に音楽教科書の検討を通して、小中学校9年間における創作指導の現状を分析した。

その結果、和声に関わる創作指導内容が非常に少ないという点、歌唱や鑑賞等の他分野において学ぶ記譜上のルールや、音楽を形づくる要素についての学びを、実際に創作活動で生かす機会が少ないという点、低学年における音遊びが、本格的な創作を学ぶ機会の妨げになっているのではないかという点、形式に関する題材が殆どないという点、以上4点の問題が明らかになった。

キーワード：創作指導、小中学校学習指導要領、小中学校音楽教科書、和声、形式

* 鹿児島大学教育学系 准教授

** 鹿児島大学教育学系 教授

1. はじめに

小中学校の音楽科教育において、創作活動は表現領域の一分野として重要な位置を占めている。前回平成20年の学習指導要領改訂では、創作活動について、小学校では「つくって表現」という表現から「音楽づくり」に改められ、また中学校では「創作」として示し直されたところである。^{*1}

この創作分野の指導について、石田は拙論『創作指導における一考察』^{*2}において平成20年改訂より前の学習指導要領を受けて行われていた、小学校における「つくって表現」の考え方と内容に基づいた創作指導について考察している。しかし、平成20年の改訂後の創作指導について、また中学校までを含めた義務教育9年間の指導内容については、研究対象としていなかった。

そこで本研究では、小中学校音楽科における創作指導の位置づけについて、現行の学習指導要領を中心に検討するとともに、現在使用されている最も新しい音楽教科書における創作指導の扱いについて検討し、小中学校の音楽科教育における創作指導のあり方について考察することとした。

2. 学習指導要領音楽科における創作指導について

まず、現行学習指導要領における創作指導の内容とその取り扱いについて検討する。

以下に学習指導要領における創作（小学校では「音楽づくり」）指導に関する記述について、学年ごとの変化を比較しやすいよう項目ごとに整理しながら載せる。^{*3}

○小学校

A 表現

- (3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する。
- ア 声や身の回りの音の面白さに気付いて音遊びをすること。(1、2年)
 - ア いろいろな音の響きやその組合せを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現すること。(3、4年)
 - ア いろいろな音楽表現を生かし、様々な発想をもって即興的に表現すること。(5、6年)
 - イ 音を音楽にしていくことを楽しみながら、音楽の仕組みを生かし、思いをもって簡単な音楽をつくること。(1、2年)
 - イ 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって音楽をつくること。(3、4年)
 - イ 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、見通しをもって音楽をつくること。(5、6年)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 (5) 音楽づくりの指導については、次のとおり取り扱うこと。

- ア 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための様々な発想ができるように指導すること。
- イ つくった音楽の記譜の仕方について、必要に応じて指導すること。
- ウ 拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

○中学校

A 表現

(3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。

- ア 言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。

(1年)

- ア 言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して旋律をつくること。(2、3年)

- イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること。(1年)

- イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくること。(2、3年)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 (5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

上記、小学校から中学校までの記述を概観すると、創作指導の特徴として次の6点があげられる。

- 〈特徴1〉 即興的に表現する取り組みを求めていること。
- 〈特徴2〉 多様な音に注意を向けさせるとともに、それらを組み合わせたりつなげたりして音楽を創作すること。
- 〈特徴3〉 音楽の仕組みを生かし、音楽を構成させることを求めていること。
- 〈特徴4〉 思い、意図、見通し、イメージとあるように、児童・生徒がこうしたいという考えを持った上で創作することを求めていること。

〈特徴5〉いわゆる西洋音楽の理論的な創作だけでなく、多様な音楽のあり方に出会わせよう求めていること。

〈特徴6〉記譜することに触れると共に、記譜以外の記録の仕方に工夫を求めていること。

このような特徴を持つ創作指導であるが、結果としてどのような音楽を創作することを求めているのかという点が問題となろう。

先にあげた学習指導要領の内容やその取り扱いに関する記述では、中学校のA(3)アで「旋律」をつくるとなっており創作対象が明確であるが、他の項目では、創作するものは「音楽」とあるのみで、記述としては意味が大きすぎると言わざるを得ない。特に音楽の主要な要素の一つ、ハーモニーいわゆる和声について具体的な記述が為されていないことは問題点の一つと言えよう。

学習指導要領における和声に関する記述として、小学校の「内容の取扱い」の部分に次のような記述がある。

「和音及び和声の指導については、合唱や合奏の活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようすること。」⁴

しかし、この記述では、創作指導が直接和声の指導につながることにはならない。

一方、学習指導要領内には和声に関わることとしてもう一つ、〔共通事項〕にその内容がふれられている。

小中学校の〔共通事項〕では、次のような音楽の要素が指導する事項としてあげられている。下記に事項を列挙する。⁵

○小中学校の〔共通事項〕にあげられている指導事項

音色、リズム、速度、旋律、強弱、拍の流れやフレーズ、音の重なり、音階や調、和声の響き
反復、問い合わせ、変化、音楽の縦と横の関係、テクスチュア、形式、構成 など

〔共通事項〕は音楽科教育の指導全体を通して指導していく事項としてあげられているものであるので、創作指導にもその内容は含まれることになる。よって「音の重なり」「和声の響き」「音楽の縦と横の関係」等の和音や和声に関わる事項は、共通事項を踏まえることで指導されていくことになると解釈され、創作指導においても扱っていくべきものである。

この点について、例えば小学校の学習指導要領解説音楽編（以下、解説と略す）の第5学年及び第6学年の音楽づくりに関する記述では、次のように述べられている。

「高学年では、これまでの音楽経験で得た音楽表現など、いろいろな音楽表現から音楽づくりの発想を得て、即興的に表現するようとする。そのためには、音楽の仕組みを生かし、つくる音楽の形やそれに至る方法を考えるなど、見通しをもってまとまりのある音楽をつくるようにすることが大切である。さらに、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって、〔共通事項〕との関

連を十分に図り、まとまりのある音楽をつくる喜びを味わうようにすることが大切である。」⁶
(下線は筆者)

このように「関連を十分に図り」との文言はあるが、解説には和声を生かした創作指導の具体的な例示はないのが現状である。

これに関して、中学校の解説では創作の指導に関わる「内容の取扱い」のところに次のような記述がある。

『音を音楽へと構成していく体験』には、音と音とを連ねて短い旋律をつくったり複数の音を重ねて和音をつくったりすること、さらには、それらの反復や変化などを工夫しながら少しづつまとまりのある音楽をつくっていくことなどがあげられる。⁷

ここでは和音の創作や和声につながりそうな内容に触れられてはいる。しかし、これに続く部分では、「例えば、リコーダーでいくつかの音を吹きながら、音と音とを連ねて断片的な旋律をつくり、それを基にして、反復したりリズムを変えたり対照的な旋律を続けたりして、試行錯誤しながら音楽をつくっていく活動が考えられる」⁸と活動の具体的な例が述べられているが、その内容は旋律創作に偏ってしまっている。

以上検討してきたように、学習指導要領における創作指導については、和声に考えをめぐらしたり和声を生かしたりして創作する内容に非常に乏しいことが、問題点としてあげられる。

次に、この学習指導要領を基に作成された音楽教科書における創作指導について、検討を加えることとする。

3. 教科書における創作指導について

前項であげた学習指導要領における創作指導に関する記述の有する6つの特徴が、それぞれどのような傾向を持って小学校、中学校の教科書の中で扱われているかを検討する。

○「〈特徴1〉即興的に表現する取り組みを求めていること」について

小学校の学習指導要領では、全学年に対して即興的に表現することを主旨とした記述がみられる。よって〈特徴1〉は小学校の教科書では全学年にわたって広く示されている。

特に低学年では、本来即興性の要素を多く含んでいる音遊びが創作活動の中で主な取り組みとされているため、音遊びを通して即興的に表現するという内容の題材が目立つ。ここで注目したいのは、音遊びまたは即興表現をきっかけとして、様々な楽器のしくみや演奏方法について学ぶといった題材がしばしばみられることである。

例えば、教育芸術社『小学生のおんがく1』の《いろいろなおとをみつけてならしましょう》は、様々な楽器からどのような音が見つけられるかを、即興的な演奏を通して探る音遊びを交えて、楽器の正しい演奏方法について学習していくという内容となっている。⁹

このような例でも確認できるように、〈特徴1〉は、主に音遊びを媒体として、時に創作指導

の内容を越えて多岐にわたり表れている。これは教科書が意図的に、音遊びを児童が楽しく学習できるニュアンスを持つ活動として取り扱っている要因があげられる。ただし〈特徴1〉を含む内容は、高学年さらには中学校に進むにつれ、音遊びの要素とともに減る傾向にある。

○「〈特徴2〉 多様な音に注意を向けさせるとともに、それらを組み合わせたりつなげたりして音楽を創作すること」について

規模や内容は多少変化しつつも小学校低学年から中学校に至るまで〈特徴2〉に関連した題材は導入されている。その中で特にアンサンブルによる創作活動は、多種の楽器を扱うことや、創意工夫の余地が広いこと等から、〈特徴2〉の内容を充分に生かせる活動と位置づけることができ、実際に教科書にも多く取り上げられている。

アンサンブルによる創作活動の際、教科書が要求する設定に多く見られる特徴として、編成が打楽器中心となっていることがあげられる。これはおそらく和声的な観点を必要とせずに実行できる活動になることを意図したものと考えられる。そのため、和音を組み合わせたり、和声について学習したりする活動はあまり含まれず、主にリズムの組み合わせを追求するという内容が多い。

教育芸術社『小学生の音楽2』の《がっきの音のくみあわせをたのしみましょう》は、四分音符4つ分の枠の中で自由に創作したいいくつかのリズムを、様々な打楽器で重ね合わせて楽しむという内容である。^{*10}

このように〈特徴2〉を含む題材においては、いわゆるリズムアンサンブルの形態が多くみられる。

○「〈特徴3〉 音楽の仕組みを生かし、音楽を構成させることを求めていること」について

小中学校の〔共通事項〕に強く関連する要素であることから、〈特徴3〉に関する題材は全学年にわたって確認できる。

音楽の仕組みを生かすということは、その仕組みを学習すること、または再認識することにつながる。そのため〈特徴3〉に関する題材には、音楽の仕組みに関する要素のどこに焦点を当てているかを明確にさせるために、「くり返し」「変化」「音の重なり」等〔共通事項〕のキーワードが予め明記されており、その一点に重点をおいた指導が求められるという傾向にある。

また一方では歌唱等の、本来音楽の仕組みを学習する上で主体となっている分野との連携もみられる。

教育出版の『音楽のおくりもの4』の《せんりつの重なりを楽しみながら歌おう》は指定された2重唱の歌曲に、手拍子、声、打楽器等によって自由に旋律またはリズムを重ねていくという試みである^{*11}。歌唱教材に創作の要素を導入することで、テーマであり〔共通事項〕の一つでもある「音の重なり」についてより深く関わらせようとする意図が伝わる。

このように〈特徴3〉に関する教材は〔共通事項〕のキーワードを強く意識させることに比重

を置いている。高学年になるにつれ〔共通事項〕に関わる内容は深まる。中学校に至っては「形式」や「動機」といった本格的な水準について触れている。ただし、小中学校全体を通して和声の内容に言及している題材についてはほとんど見られない。この点については、〈特徴5〉に関する記述でさらに触れる。

○「〈特徴4〉思い、意図、見通し、イメージとあるように、児童・生徒がこうしたいという考えを持った上で創作することを求めていること」について

前提として、児童・生徒が積極的に創作に関わることが〈特徴4〉には求められている。よって〈特徴4〉に関する題材は、教科書では創作活動に興味を持たせる工夫が様々な形で表れている。その中でもっとも顕著な傾向として標題的なアプローチがあげられる。

教育芸術社の『小学生の音楽3』の《まほうの音楽を入れて歌いましょう》は、魔法使いが唱える魔法の音を打楽器を用いて表現するという内容である^{*12}。また、教育出版の『音楽のおくりもの3』の《よびかけっこで森の音楽をつくろう》は、リコーダーや打楽器を駆使して森の音楽をイメージして表現するという内容となっている^{*13}。これらの例のように、特定の状況や情景を設定し、そこから具体的なイメージや意図を紡ぎ出そうとする試みが〈特徴4〉を含む題材では多くみられる。

中学校においてもこの方法をとった題材はみられる。教育出版『中学音楽2・3 下 音楽のおくりもの』の《CMソングをつくろう》は、地域の名物や名所を紹介するCMソングを、言葉や音階を用いて創作するという内容である^{*14}。ただ、前の2つの例のような比較的漠然としたイメージからでも成立できるような題材とは違い、より具体的なイメージや創作の意図が求められており、内容は高度なものとなっている。

このように標題的アプローチは各学年の知的水準に応じて変容していることがわかる。最後に付け加えれば、これらの創作活動の多くは打楽器中心のアンサンブル形態を採用しているということが特徴的である。

○「〈特徴5〉いわゆる西洋音楽の理論的な創作だけでなく、多様な音楽のあり方に出会わせよう求めていること」について

創作指導の題材において西洋音楽の理論の中心ともいえる和声に関する内容があまり含まれていないことは先に述べてきた。むしろ、それに代わる方法として日本音楽や民族音楽の要素を導入することを積極的に求めている傾向がある。よって〈特徴5〉に関する題材は結果的に小学校から中学校に渡り広く教材に反映されている。

特にその傾向が強く表れているのは、旋律創作の活動においてである。

教育芸術社の『小学生の音楽4』の《5つの音で、おはやしのせんりつをつくりましょう》は日本古来の音階を用いて旋律を創作するという内容である^{*15}。この例のように、旋律創作にお

いては和声的な内容に関して考慮をせざとも、創作したものが音楽的に成立するように配慮されているような場合が多い。

ただし教育出版『音楽のおくりもの4』の《音階から音楽をつくろう》では、予め指定される音階の一つとしてドリア旋法が採用されており、それにより和声的な要素の片鱗に触れることが可能としている^{*16}。また、IやVといった単純な和音の進行に、創作した旋律を正しく重ね合わせるといった題材は、小学校高学年から中学校的教科書においてしばしば登場している。このことから高学年になるにつれて、旋律創作が徐々に西洋音楽の理論的な創作に関わる側面を示していることがわかる。言い換えれば〈特徴5〉は、多様な音楽のあり方を求めつつも、やがて学習する西洋音楽理論への導入、いわばステップとして位置づけられた状態で反映されているとも考察することができる。

○「〈特徴6〉記譜することに触れると共に、記譜以外の記録の仕方に工夫を求めていること」について

創作活動の中で記譜法の習熟は本来は重要な項目であろう。しかし、学習指導要領では小学校から中学校までの創作指導内容に関して記譜法についての記述はほぼ見られない。よって創作活動の中で記譜は重要な位置づけではないと判断できる。よって教科書においても、記譜法に焦点を当てた題材は少ない。

それとは対照的に、記譜以外の記録の仕方に工夫を求めている題材は多くみられる。特に低学年においては主に楽譜を理解することへの導入として表れている。教育芸術社『小学生のおんぐく1』の《ことばをつかっておんぐくをつくりましょう》は、予め設定された、視覚的に音価を認識できるスペースに、ひらがなをパズルのようにはめ合わせて、それを楽譜と見立てて演奏するという内容である。^{*17}

このように絵や文字といった親しみやすい要素を用いて音楽を記録するという題材が多くみられる。中には絵や文字ではなく実際に音符をはめ合わせるという題材もあるが、パズル的な営みの延長線であり、記譜について具体的に学習する要素は薄い。おそらくは創作における指導内容の中で、記譜は難しい水準のものとして位置づけられており、そのため本格的に扱われていないのが現状である。したがって〈特徴6〉はまだ充分な形で教科書の中で反映されているとは言い難い。

4. 考察

以上、学習指導要領とそれを受けた教科書における創作指導の位置づけについて検討してきた。それらを受けて、現在の創作指導における問題点をあげていくこととする。

第1の大きな問題点は、和声に関わる創作指導内容が非常に少ないという点である。

裏を返せば、教科書の検討を通して明らかになったことだが、和声に触れなくても成立できる

ように意図されている題材・教材設定が多いということがあげられる。例えば、アンサンブルによる創作は打楽器が主体のものが多く、また旋律創作においては日本の音階等を用いて和声的な展開が入り込まないように敢えて限定的にしているものが多く見られる。

本来、旋律創作は創作指導の中では和声に触れる可能性が比較的高いにも関わらず、和声的な扱いが極めて少ないので、和声は難解である、という見方が教材の傾向に強く表れている証左とも言えるのではないだろうか。また〈特徴5〉であげた西洋音楽以外の多様な音楽のあり方に出会わせるという方向性が、和声を取り扱わない題材を優先させていることにつながっている、といふことも考えられる。

第2の問題点は、歌唱や鑑賞等の他分野において学ぶ記譜上のルールや、音楽を形づくる要素についての学びを、実際に創作活動で生かす機会が少ないという点である。

歌唱、器楽や鑑賞等の活動で、楽譜の理解（記譜上のルールを学ぶこと）や和音、和声のしきみの理解を求めた題材・教材設定は少なからず見られる。しかし、創作分野でその学びを生かし、実際に記譜をすることや、和音を組み合わせ和声を構成することがあまり求められていないのである。

他分野での学びを創作分野の学習で生かすことができれば、表現することを意識した旋律や和声創作ができることになるのであり、またそれは、より実感を伴った表現分野や鑑賞分野の学びにつながっていくと考えられる。

第3の問題点は、低学年における音遊びが、本格的な創作を学ぶ機会の妨げになっているのではないか、という点である。

本研究で小中学校の創作指導の内容を概観したところ、低学年では即興性を中心とする活動（音遊び）が中心で、高学年から中学校に行くにつれ本来的な創作へと移行していること、またそれと共に、扱われる共通事項の水準が高度になることがわかった。例えば低学年では、リズムの繰り返しや変化を楽しむ、様々なリズムを組み合わせて遊ぶ等の題材設定が多く、それが高学年、中学校段階になると、旋律の抑揚を考えて創作する、動機を活用して創作する等、高度な要求の題材設定が多くなるのである。

しかし、ここで敢えて疑問として提起したいのは、そもそもなぜ即興性や音遊びが学習指導要領では強調されているのか、ということである。即興性や音遊びは、音楽的な感性が働く初期段階の重要な活動であることは確かであるが、それに目を向けすぎ扱いの量が増えすぎることによって、結果として創作指導で目指させたい動機や形式を生かした旋律創作、そして音楽に豊かさをもたらす和声を生かした創作に行き着いていないのではないか、と考えられるのである。このことは、次にあげる第4の問題点にもつながっていると言えよう。

第4の問題点は、形式に関する題材が殆どないという点である。

本来創作活動は構築性について触れ、考慮する機会であるはずだが、それを本格的に求める題材・教材設定に乏しいのが現状である。よって現在の創作指導は、“作品”を創作する段階に踏

み込めていないと言える。形式を生かし作品を創作することは、非常に高度なことではある。しかしそれを目指した取り組みをすることは、〔共通事項〕を生きた内容として学びきることにつながる。また形式を生かす創作体験は、歌唱・器楽・鑑賞各分野における学習を深化させることにもつながる重要な学びなのであり、是非しっかりと取り組ませたい内容である。

5. おわりに

本研究では、平成20年に告示された現行学習指導要領と、それに基づいて作成された音楽教科書の検討を通して、小中学校9年間における創作指導の現状を分析した。

その結果、和声に関わる創作指導内容が非常に少ないという点、歌唱や鑑賞等の他分野において学ぶ記譜上のルールや、音楽を形づくる要素についての学びを、実際に創作活動で生かす機会が少ないという点、低学年における音遊びが、本格的な創作を学ぶ機会の妨げになっているのではないかという点、形式に関する題材が殆どないという点、以上4点の問題が明らかになった。

これらの問題点を改善し、創作指導の充実を図るには、次のような課題があげられる。

- ・和声が関わる内容を導入し、なお且つ児童・生徒が比較的容易に参加できる創作活動は行えるか。
- ・音楽科教育の他分野で取り組まれている学習内容と並立した水準で創作活動は行えるか。
- ・低学年から本格的な創作につながる技法の基礎を身に付けさせる創作活動は行えるか。^{*18}
- ・形式をしっかりと生かした“作品”を創る創作活動は行えるか。

今後は、以上の課題を踏まえ、さらには平成28年度中に改訂予定の新学習指導要領の内容を注視しつつ、教育実践で検証しながら、創作指導についてさらに研究を進めていきたいと考えている。

【注】

* 1 平成10年に告示された学習指導要領では、表現領域について小中ともに全体を見渡した形で内容が示されていたが、平成20年の改訂ではそれが改められ、歌唱、器楽、創作の分野ごとに指導内容が示されることとなった。

* 2 石田匡志：創作指導における一考察、鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 特別号5号、2009年、29－34頁

* 3 文部科学省：小学校学習指導要領、東京書籍、2008年、75、77、79、82頁
文部科学省：中学校学習指導要領、東山書房、2008年、74－76、78頁

* 4 文部科学省：小学校学習指導要領、東京書籍、2008年、81頁

* 5 文部科学省：小学校学習指導要領、東京書籍、2008年、76－81頁及び
文部科学省：中学校学習指導要領、東山書房、2008年、75、77頁

に掲載の〔共通事項〕より抜粋した。

- * 6 文部科学省：小学校学習指導要領解説 音楽編，教育芸術社，2008年，59頁
- * 7 文部科学省：中学校学習指導要領解説 音楽編，教育芸術社，2008年，64頁
- * 8 文部科学省：中学校学習指導要領解説 音楽編，教育芸術社，2008年，64頁
- * 9 小原光一ほか13名：小学生のおんがく1，教育芸術社，2016年，48，49頁
- * 10 小原光一ほか13名：小学生のおんがく2，教育芸術社，2016年，36，37頁
- * 11 新実徳英ほか21名：小学音楽 音楽のおくりもの4，教育出版，2016年，46頁
- * 12 小原光一ほか13名：小学生の音楽3，教育芸術社，2016年，38－41頁
- * 13 新実徳英ほか21名：小学音楽 音楽のおくりもの3，教育出版，2016年，54，55頁
- * 14 新実徳英ほか18名：中学音楽 2・3下 音楽のおくりもの，教育出版，2016年，40，41頁
- * 15 小原光一ほか13名：小学生の音楽4，教育芸術社，2016年，48，49頁
- * 16 新実徳英ほか21名：小学音楽 音楽のおくりもの4，教育出版，2016年，52，53頁
- * 17 小原光一ほか13名：小学生のおんがく1，教育芸術社，2016年，24，25頁
- * 18 この課題点については石田の前掲拙論33頁でも述べていたが、学習指導要領改訂後も見られた重要な課題として、引き続きあげることとした。

【参考文献】

- ・文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍，2008年
- ・文部科学省：中学校学習指導要領，東山書房，2008年
- ・文部科学省：小学校学習指導要領解説 音楽編，教育芸術社，2008年
- ・文部科学省：中学校学習指導要領解説 音楽編，教育芸術社，2008年
- ・小原光一ほか13名：小学生のおんがく1～音楽6，教育芸術社，2016年
- ・小原光一ほか14名：中学生の音楽1～2・3下，教育芸術社，2016年
- ・新実徳英ほか21名：小学音楽おんがくのおくりもの1～音楽のおくりもの6，教育出版，2016年
- ・新実徳英ほか18名：中学音楽 1～2・3下 音楽のおくりもの，教育出版，2016年